



# 介護保険料のお知らせ



【65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料】 ※保険料は所得などに応じて段階別に分かれます。

所得段階	対 象 者	1年間の保険料額
第1段階	市民税世帯非課税 生活保護受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	28,510円 (基準額×0.45)
第2段階		47,520円 (基準額×0.75)
第3段階		47,520円 (基準額×0.75)
第4段階	市民税世帯課税 世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	57,020円 (基準額×0.9)
第5段階		63,360円 (基準額×1)
第6段階		76,030円 (基準額×1.2)
第7段階		82,360円 (基準額×1.3)
第8段階		95,040円 (基準額×1.5)
第9段階		107,710円 (基準額×1.7)
第10段階		114,040円 (基準額×1.8)
第11段階		133,050円 (基準額×2.1)

※課税年金とは、非課税年金（障害年金・遺族年金）以外の年金のことであり、一般の老齢年金や厚生年金が課税年金（課税対象となる年金）に該当します。

※保険料は65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

## 【介護保険料の納付方法】

- ・ **普通徴収** 納付通知書または口座振替による納付（特別徴収以外の方が対象となります。なお、年度途中で65歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収となります。）
- ・ **特別徴収** 年金天引き（年金額が年間18万円以上の方が対象となります。）

## 【介護保険料の納付通知書などの送付時期】

- ・ **普通徴収** 毎年7月中旬に保険料額決定通知書、納付通知書を送付します。
- ・ **特別徴収** 毎年8月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

## 【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当（市役所1階） ☎ 32・3845 / FAX 33・3401  
Mail:shozei@city.komatsushima.tokushima.jp

